

令和5年度 兵庫県中小企業等外国出願支援事業

募集要領

○公募受付期間

令和5年5月22日（月）～令和5年6月14日（水）

○提出先

〒650-0046

神戸市中央区港島中町6丁目1番地

（神戸商工会議所会館4階）

公益財団法人 新産業創造研究機構

技術移転部門 知的財産センター

「令和5年度兵庫県中小企業等外国出願支援事業」担当 宛

E-mail: kaigai-syutsugan@niro.or.jp

令和5年5月
公益財団法人新産業創造研究機構

【留意事項】

- 中小企業等外国出願支援事業は、特許庁からの補助金を受けて都道府県の中小企業支援センター等（兵庫県にあっては、公益財団法人新産業創造研究機構（以下「NIRO」という。））及び独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「JETRO」という。）が実施する事業です。
- 平成 29 年度より、NIRO と JETRO で同一案件の併願（重複）申請はできなくなりました。
- 平成 28 年度～令和 3 年度採択の中小企業者等で、令和 4 年度実施のフォローアップ調査（アンケート調査）に回答していない場合、令和 5 年度は申請ができません。
- 本事業への申請には「エントリー」が必要です。（詳細は 7 頁目 6.（3）提出方法に記載）

1. 事業の目的

兵庫県内の中小企業者等による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）、及び事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人が行う地域団体商標の外国出願を支援することによって、県内の中小企業者等の海外事業展開を促進します。

2. 事業の概要

中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費（※本資料最終頁「補助金対象となる経費について」をご参照下さい）を 1／2 以内（出願案件ごとの補助上限額以内）で補助します。

3. 補助対象者の条件

以下の（１）もしくは（２）を満たす中小企業者等

（１）中小企業者等による外国出願

外国出願を予定しており、以下の①～⑥の条件を全て満たしている者

- ① 中小企業者（注 1）又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること
- ② みなし大企業に該当しないこと（注 2）
- ③ 兵庫県内に本社を有し事業を実施していること
- ④ 補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の間接補助金交付に必要な書類を自らの責任で NIRO あてに提出できること）
- ⑤ 補助事業完了後の査定状況等の報告（フォローアップ調査、ヒアリング等を含む）に対し、積極的に協力すること
- ⑥ 経済産業省制定「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領」別紙記載の「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

(2) 地域団体商標に係る外国出願

- ① 地域団体商標の外国出願を予定しており、以下の(i)から(iii)のいずれかに該当し、兵庫県内で設立されている者
 - (i) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合
 - (ii) 商工会、商工会議所
 - (iii) 特定非営利活動法人 (NPO 法人)
- ② 補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付に必要な書類)を自らの責任で NIRO あてに提出できること)
- ③ 補助事業完了後の査定状況等の報告(フォローアップ調査、ヒアリング等を含む)に対し、積極的に協力すること
- ④ 経済産業省制定「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領」別紙記載の「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

(注1) 中小企業支援法第2条第1項～3項に規定される中小企業者

業 種	定 義
製造業、建設業、運輸業その他(下記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業(下記以外)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

(注2) 「みなし大企業」とは以下に該当する企業を言います。

- ① 大企業(※)が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。

- ② 大企業（※）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業（※）の役員または職員が兼務している中小企業者。
- ④ 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者。
- ⑤ 補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者。

※大企業とは、中小企業支援法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

4. 補助対象事業

以下の（1）及び（2）の要件を満たす外国出願

- （1）既に行っている国内出願を基礎として、交付決定通知日から令和6年1月31日までに（ア）～（エ）のいずれかの外国出願、費用支払いを行い、所定の実績報告書を提出する事業

（ア）パリ条約等に基づき優先権主張等を行う外国出願

パリ条約等に基づき、同条約第4条の規程による優先権を主張して行う外国出願。ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権の主張は要しません。

（イ）特許協力条約に基づく国際出願(PCT出願)の各国への国内移行による出願

受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続（国際段階の各手続）については本事業では対象外となります。

（ウ）ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願

「既に行っている国内出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本を指定締約国とするものを含みます。

（エ）マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）

日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録は、出願前に補助金申請し、交付決定を受けていることが必要です。

- （2）外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業者等の名義であり、出願人名義が同一であること。

【留意事項】

- 申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助金の交付決定後から令和6年1月31日までに外国特許庁へ同一内容の出願を行い、費用支払

いの上実績報告書を提出する予定の案件が対象となります。よって、NIROからの間接補助金交付決定通知書に記載の日付（以下、交付決定通知日という。）以前に外国出願した案件は対象となりません。

- 外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は対象とはなりません。
- 優先権主張期間内に優先権を主張して外国特許庁へ出願する案件が対象となります（商標登録出願を除く）。
- 出願国において、中小企業等に対する出願費用などの減免がある場合は、積極的に利用すること。
- 審査請求が必要な出願については、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また中間応答の必要が生じたものについては応答すること。
- N I R Oの承認を受けずに自ら放棄または取り下げ等を行わないこと。
- 共同出願した国内出願を基礎出願として、一部の共同出願人（中小企業）を名義として外国出願する場合には、共同出願人が一部の出願人に委譲したことを明確にした誓約書等が必要です。

5. 補助率、補助金額、補助対象経費

（1）補助率

補助対象経費の2分の1以内

（2）補助金上限額（1会計年度内の補助金上限額）

1企業に対する補助金の総額	300万円
1案件に対する補助金の総額	○特許出願 150万円 ○実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策は除く） 60万円 ○冒認対策商標 30万円

※案件の数え方について

OA という基礎出願について、米国、欧州、中国の3カ国に出願する場合は1案件として計算

OB という基礎出願について米国に出願、C という基礎出願について別途米国に出願する場合、2案件として計算

※採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額されることがあります。

※他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（補助対象者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。

（3）補助対象経費

補助対象者が、**交付決定通知日から事業完了日（令和6年1月31日）まで**に行う外国特許庁に出願するために要する以下の経費であり、**交付決定通知日以後**

から令和6年1月31日までに発生し、支払を行った費用。

経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料 <u>(注3)</u>	・ 出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国特許庁の出願手数料） ・ P C T 国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く） ・ W I P O（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・ <u>外国特許庁への出願料と同時に支払うことができる費用</u>（審査請求料、優先権主張料、特許審査ハイウェイ料、補正料、出願維持年金など※注3）
国内代理人費用 現地代理人費用	・ 上記外国出願に係る国内代理人費用 ・ 同現地代理人費用 ・ 銀行振込手数料、銀行送金手数料及び振込みに要する費用 ・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費（「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を請求書等に明示すること）
その他	外貨送金手数料等外国特許庁に出願するために必要であり、理事長が必要と認める経費

（注3） 外国特許庁発行の領収書をご提出頂きます。

【留意事項】 以下の費用は対象外となります

- 本補助金の申請書作成に係る代理人費用
- 交付決定通知日以前に発生し、支払を行った費用
- 国内消費税、海外での付加価値税（VAT）等
- 先行技術調査に係る費用
- 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（例：出願後に行った審査請求に係る費用、出願後の自発の補正・中間手続きにかかる費用。）
- ※出願と同日の手続きではない費用はすべて補助対象外。
- P C T 国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- 日本国特許庁に支払う印紙代及び日本国特許庁に係る代理人手数料（P C T 出願に要する国際出願手数料、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に係る手数料

の一部、マドリッド協定に基づく国際商標登録出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等を含む。）

○仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用 ※注4

(注4) 国内代理人が自ら外国出願を行わず、仲介業者を介して外国出願を行った場合の仲介手数料に関しては原則対象外ですが、特段の事情がある場合は、以下の事情説明書等の書類を提出した場合に限り、経費の計上が認められます。

- ・国内代理人が現地代理人に直接依頼せず、仲介業者等を利用して現地代理人に外国出願を依頼する理由書。
- ・代理人や仲介業者の費用内訳と業務分担を明らかにし、両者で同じ経費の二重計上が行われていないことを確認出来る費用明細書（見積書等）。
- ・事務所の料金表などを添付し、通常料金より安価又は同程度の額である証明を行うこと。

6. 申請手続き等の概要

(1) 受付期間

令和5年5月22日（月）～6月14日（水）（※締切日当日消印有効）

(2) 提出先

公益財団法人新産業創造研究機構 技術移転部門 知的財産センター
「令和5年度兵庫県中小企業等外国出願支援事業」担当宛
（住所）〒650-0046 神戸市中央区港島中町6丁目1番地
神戸商工会議所会館4階
（E-mail）kaigai-syutsugan@niro.or.jp

(3) 申請方法

「①エントリー」と「②間接補助金申請書及び添付資料の郵送」が必要です。エントリーのみでは申請受付完了となりませんので、ご注意下さい。

① エントリー（NIRO ホームページまたはjGrants）

【NIRO ホームページからのエントリー】

受付期間内に NIRO ホームページ上の「エントリー受付」からエントリーしてください。（Microsoft Forms 画面に移行します）

エントリー受付：<https://forms.office.com/r/znrXVKAZp8>

【jGrants を利用したエントリー】

受付期間内に jGrants のホームページより、必要事項を入力してください。

jGrants ホームページ：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

エントリー受付後に、事務局より間接補助金交付申請書のデータ提出依頼のご案内をいたします。申請書（様式第 1－1、または様式第 1－2）のWORDデータをご提出下さい。

申請様式データ（word）提出先：kaigai-syutsugan@niro.or.jp

※間接補助金申請書は申請案件毎（出願番号毎）に作成して下さい。

特許 1 件、商標 1 件出願の場合→間接補助金申請書を 2 部作成

特許 1 件を 3 か国に出願→間接補助金申請書 1 部作成

② 間接補助金交付申請書及び添付資料の提出（郵送）

ご提出頂いた WORD データを事務局にて記載事項の不備が無いか確認致します。確認後に事務局よりご案内致しますので「（4）申請書類」に記載の書類一式を受付期間内（当日消印有効）に郵送にてご提出ください。なお、受領書は発行致しませんので、できるだけ書留・簡易書留・特定記録郵便等で提出してください。（Fax 及び持ち込みによる提出不可）

（4）申請書類

間接補助金交付申請書、添付書類を編集の上、**正本 1 部（2in1 印刷、両面コピー、ホチキス止めはしないでください）、副本 5 部（正本のコピー）、計 6 部**を提出（郵送）してください。正本、副本は、間接補助金交付申請書から「②添付書類」の資料 No.順に編集願います。（別添「**申請書類の提出方法について**」をご参照）

※必ず添付書類ご確認頂き、必要部数をそろえてご提出下さい。

①申請様式（N I R Oホームページよりダウンロードして作成）

- ・様式第 1－1（冒認対策商標の場合は様式第 1－2）
- ・様式第 1－1 の別紙第 1（協力承諾書）
（冒認対策商標の場合は様式第 1－2 の別紙第 1）
- ・様式第 1－1 の別添（役員等名簿）
（冒認対策商標の場合は様式第 1－2 の別添）

以下、審査上の加点措置を希望される申請者のみ提出（任意）

- ・様式「賃金引上げ計画の誓約書」「従業員への賃金引上げ計画の表明書」
 - 様式 N-1 給与総額（常時雇用従業員有り）
 - 様式 N-2 平均受給額（常時雇用従業員有り）
 - 様式 N-3 給与総額（常時雇用従業員無し）
 - 様式 N-4 平均受給額（常時雇用従業員無し）

②添付書類

以下の表に掲げる書類（○印すべて）

資料 No	添付書類	法人	個人事業 者	事業協 同組合 等	商工 会、商 工会議 所	N P O 法人
1 (*1)	登記簿謄本の写し	○			○	○
	住民票の写し		○			
	定款			○		
2	事業概要	○				
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 (*2)	役員等名簿（別添）	○	○	○	○	○
4 (*3)	直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し	○		○ (*7)	○	○
	直近2年分の確定申告書の控え等		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類(*4)	○	○	○	○	○
6 (*5)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写し可）	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入れ金等）	○	○	○	○	○
8 (*6)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10 (*8)	「JAPAN ブランド育成支援等事業」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」交付決定通知書 ※加点措置を希望する場合（任意）	○	○	○	○	○
11 (*8)	様式 N-1～4「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」※加点措置を希望する場合（任意）	○	○	○	○	○

*1 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能

*2 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する

- *3 創業1年未満の事業者の場合は以下の書類を決算書の代わりに提出する
 - ①法人設立届出書（個人事業主の場合は開業届）
 - ②銀行発行の預金残高証明書（直近と2か月前の2部）
 - ③直近の取引の有無を証明するもの（請求書、納品書、帳簿のコピー等、取引が行われていることが確認出来るもの）
 - ④事業内容が確認出来るもの（ホームページのコピー等）
 - ⑤事業計画書・収支計画書（原則不要ですがご提出をお願いする場合があります）
- *4 PCT 国際出願の場合、PCT 国際出願書類、国際報告書、見解書
日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」
- *5 「見積書等（写し可）」については、**現地代理人費用の支出予定先の明記が必要**。
翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記する。**翻訳費用は1WORD=〇〇円、WORD 数の内訳を明記する**。
また、仲介業者等利用する場合は、7 頁（注4）記載の理由書及び、仲介業者等の見積書などが必要。
- *6 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、**調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する**。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T 出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能
- *7 認可庁等に報告しているもの
- *8 審査上の加点措置を希望される申請者のみ提出（任意）
- *9 「暴力団排除に関する誓約」については、間接補助金交付申請書の提出をもって同意したものとみなします。

7. 選定方法

申請者からの申請内容を外部の有識者で構成する審査委員会によって審査を行い、採択者を決定します。選定の基準は以下のとおりです。

<選定基準>

- ① 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- ② 補助金を希望する出願に関し、外国での事業展開等を計画していること
- ③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
- ④ 補助金の交付を受けた中小企業等においては、第23条の規定による査定状況等の報告（フォローアップ調査を含む）を確認できること
- ⑤ 以下に該当する申請者は審査上において加点措置をとる
 - ・「グローバル型地域未来牽引企業」に採択された企業
 - ・平成26年度以降一度も外国出願補助金を利用していない新規利用者
 - ・JAPAN ブランド育成支援等事業採択者（直近3年以内）
 - ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者（直近3年以内）
 - ・事業計画期間において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している中小企業（注5）

（注5）本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実

施します。

○申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式N1～4「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出により受領とします。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。

○賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式N1～4 誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください

8. 採択

①採択されると、NIRO から交付決定通知書（採択通知とは別）を交付します。

交付決定通知日以降に弁理士（国内代理人）への発注、外国出願や費用支払いを行って下さい。補助対象期間（交付決定通知日から令和6年1月31日まで）内に実績報告できない経費は対象外です。

②採択されると、採択の企業名、所在地、採択事業の種別（特許等）は公表いたしますのでご了承下さい。（採択件数、交付決定金額についても公表することがあります。）

9. 問合せ先

公益財団法人新産業創造研究機構 技術移転部門 知的財産センター

（E-mail）kaigai-syutsugan@niro.or.jp

（電話）078-306-6808

（受付時間）平日 8:45～12:00 13:00～17:30

- ・事務所へ来所される際は必ず事前に担当者までご連絡お願い致します。
- ・先行技術調査方法等のご相談は、下記の「知財総合支援窓口」にて無料でご相談頂けます。申請書の作成方法や出願計画のご相談も受け付けておりますので、是非ご利用下さい。

INPIT 兵庫県知財総合支援窓口

ホームページ <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hyogo/>

利用時間 平日 8:45～17:30

10. 事業実施スケジュール（予定）

5月22日	一次公募開始
6月14日	一次公募締切り
	審査開始
7月下旬	採択・不採択通知の発送
	採択者説明会
8月上旬	交付決定通知
	事業開始
	補助対象となる外国出願の手続き
1月31日	実績報告書の提出期限（事業完了日）
	補助金額の確定（確定検査）
3月末	補助金額の支払い

※上記のスケジュールは、変更となる可能性があります。

以上

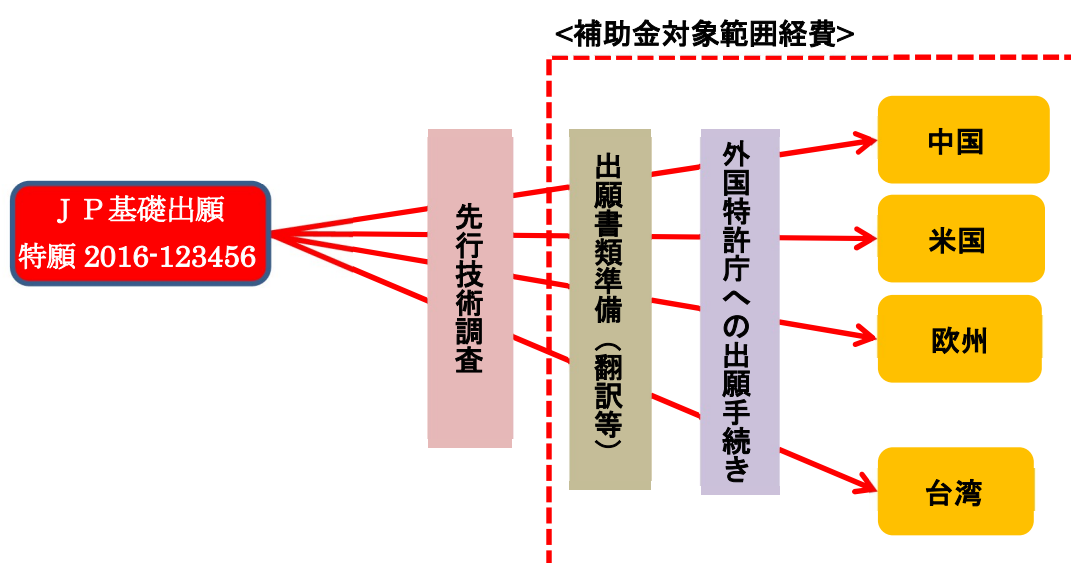
（ご参考）補助金対象となる経費について

補助金対象となる経費は、外国出願に要する費用のすべてではなく、「その一部の費用」となります。補助金額も、「その一部の費用」の $1/2$ 以内となります。

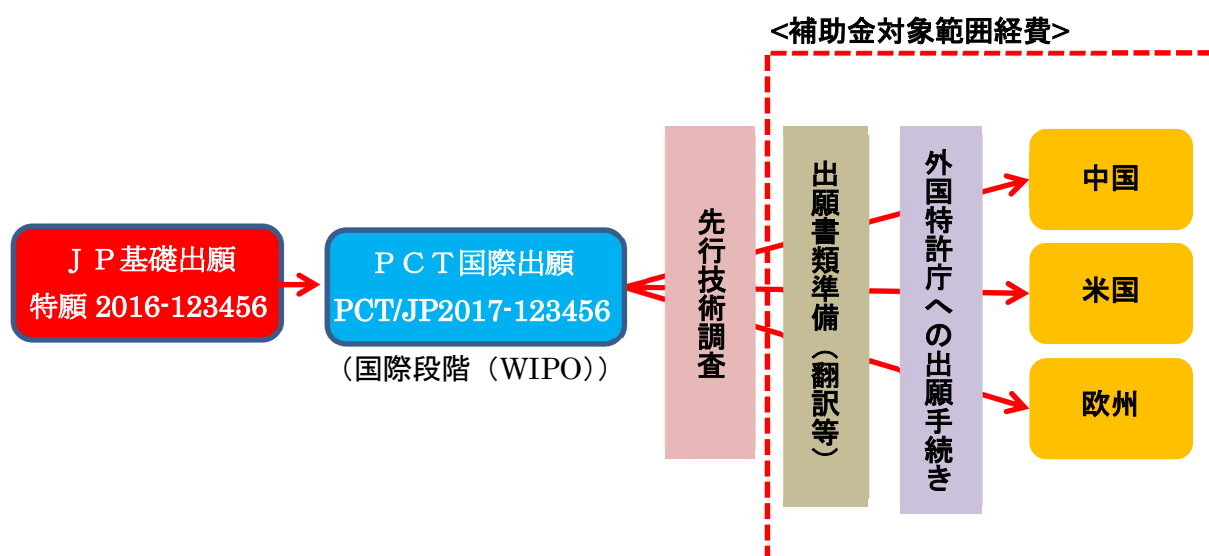
出願特許或いは出願商標を外国出願する場合について、補助金対象範囲となる経費を示します。

（A）特許

（A－１）パリルートによる外国出願

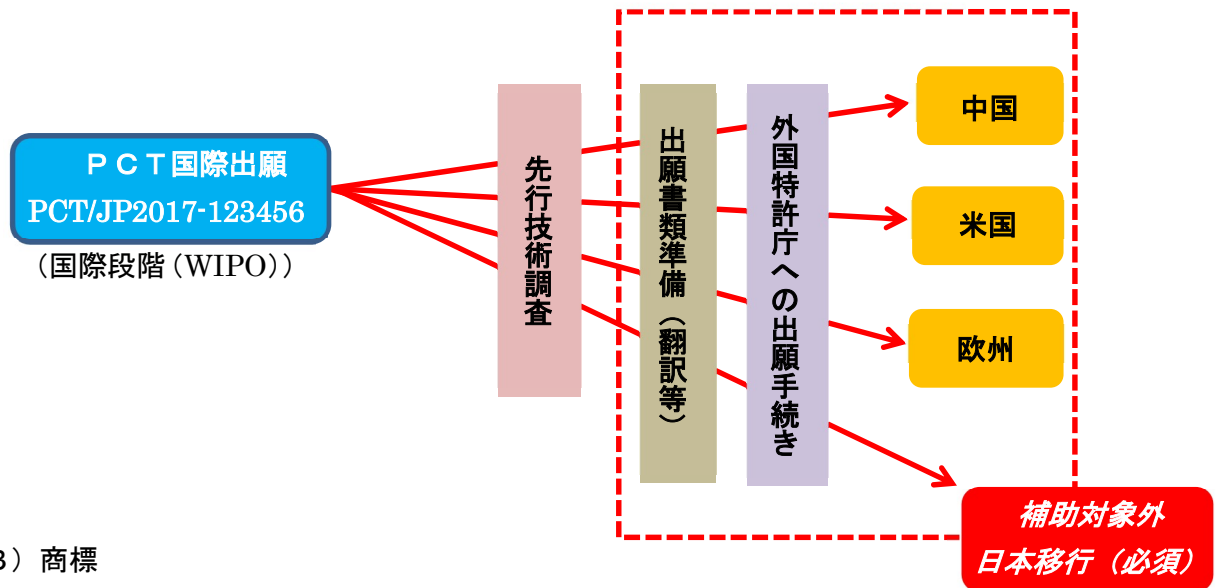


（A－２）PCT国際出願における各国への国内移行出願



(A-3) ダイレクトPCT国際出願における各国への国内移行出願

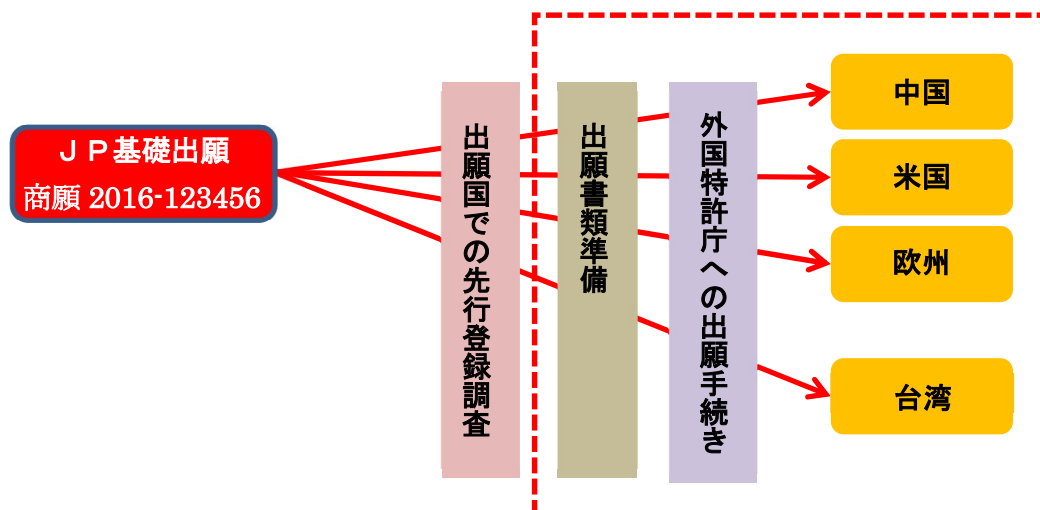
<補助金対象範囲経費>



(B) 商標

(B-1) パリルートによる外国出願

<補助金対象範囲経費>



(B-2) マドプロ出願における各国への国内移行出願

<補助金対象範囲経費>

